

## (仮称) 茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度 (素案) について

### 1 制度の趣旨

本市では、令和3年度から始まる総合計画において「多様性を認め、尊重し合う社会の実現」を目指しています。

その一環として、性的マイノリティをはじめ様々な事情によって、婚姻の届出をせず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている市民の方々に寄り添っていくために、「(仮称) 茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

この制度は、法的な効力(婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等)を生じさせるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、お二人が互いを人生のパートナーとして、自分らしく生活されることを市として応援するものです。

この制度の導入により、市民、企業、関係団体の皆様に、性的マイノリティなどの方々に対する理解が広がり、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指していきます。

### 2 定義

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### 3 宣誓することができる者

宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有していること。又は一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) 現に婚姻していないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が民法に規定する婚姻することができない場合(宣誓をしようとする者同士が養子縁組を解消した場合を除く。)でないこと。

#### 4 宣誓の方法及び必要書類

宣誓をしようとする者は、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書に自ら記入し、必要書類を添えて市長に提出する。

<必要書類>

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書その他の現住所を確認できる書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）その他の婚姻していないことを確認できる書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）

※(1)及び(2)は提出、(3)は提示

※市内への転入予定で宣誓をした者は、市内へ転入したことを証明する(1)を後日提出

#### 5 通称名の使用

宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

#### 6 交付書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード（希望者のみ）

※原則、即日交付。ただし、書類の不備等があれば後日交付。

#### 7 再交付

受領証等の交付を受けた宣誓者は、次に掲げる事項を理由とする場合、受領証等の再交付を申請することができる。

- (1) 受領証等を紛失したとき
- (2) 受領証等をき損、又は汚損したとき
- (3) 氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があったとき

## 8 返還

宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受理証等を市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- (2) 一方又は双方が市外に転出したとき（一時的な場合を除く。）
- (3) 宣誓が無効となったとき
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

## 9 その他

- (1) この制度は、要綱に基づくもので、法的な権利・義務は発生せず、法的効力を有しない。
- (2) 宣誓、受領証等の発行による手数料はかからない。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となる。
- (3) 市長は、この制度の趣旨が理解されるように、市民や事業者への周知啓発に努める。